

令和5年6月6日

保護者 様

京都府立南山城支援学校
校長 下 野 恵 子

いじめ調査について

平素は、本校の教育活動に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、平成29年3月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことを受け、平成30年4月に「京都府いじめ防止基本方針」が改定されました。

本校においても下記の「いじめの定義」に基づき、「いじめ調査」を実施しますので、お知らせします。

今後も、丁寧に子どもたちを見守り、子どもたちの気持ちに寄り添いながら対応していきますので、よろしくお願いいたします。

記

「いじめの定義」

※ いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る必要がある